

資料 3

青森県・津軽森林管理署

松くい虫被害の状況と防止対策（民有林）

- 1 被害状況
 - （ 1 ）深浦町
 - （ 2 ）南部町

- 2 令和 2 年度における防止対策
 - （ 1 ）監視対策
 - （ 2 ）駆除対策
 - （ 3 ）その他の被害対策

- 3 令和 3 年度における防止対策

- 4 参考資料

青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～ 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

マツ類 ... マツ科マツ属の樹種(アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等)

ナラ類 ... ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種(ミズナラ、コナラ、カシワ等)

留意事項の地域区分一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	極力行わないこと
被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	- 対象外	- 対象外
被害木駆除 (10月～翌年5月)	確実に駆除	- 対象外	- 対象外
他県の被害地域 からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
枯死木の情報提供	速やかに連絡	速やかに連絡	速やかに連絡

A：深浦町、南部町、つがる市、鱒ヶ沢町、西目屋村、弘前市、五所川原市、中泊町

B：鱒ヶ沢町、八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、鶴田町、青森市、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、板柳町、藤崎町、田舎館村、大鰐町、平川市

C：AとBを除く県内18市町村

マツ類のみ対象、 ナラ類のみ対象

生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力伐採を行わないようにしてください。

・ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出し5月中に活用してください。

被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木（枯れた木、衰弱した木を含む）には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

他県の被害地域からの材の移動

他県においても被害が発生しています。被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目 1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

1 被害状況

青森県における松くい虫被害は、平成 22 年に蓬田村で初めて確認された。

以降、平成 23 年度、25 年度には深浦町大間越地区、平成 27 年度には同町広戸・追良瀬地区、平成 28 年度には同町風合瀬地区で被害が確認されている。広戸・追良瀬地区については、平成 27 年度以降、継続的に被害が確認されている。

平成 30 年 10 月には県南地域で初めてとなる被害が南部町小向地区で確認されおり、以降継続的に被害が確認されている。

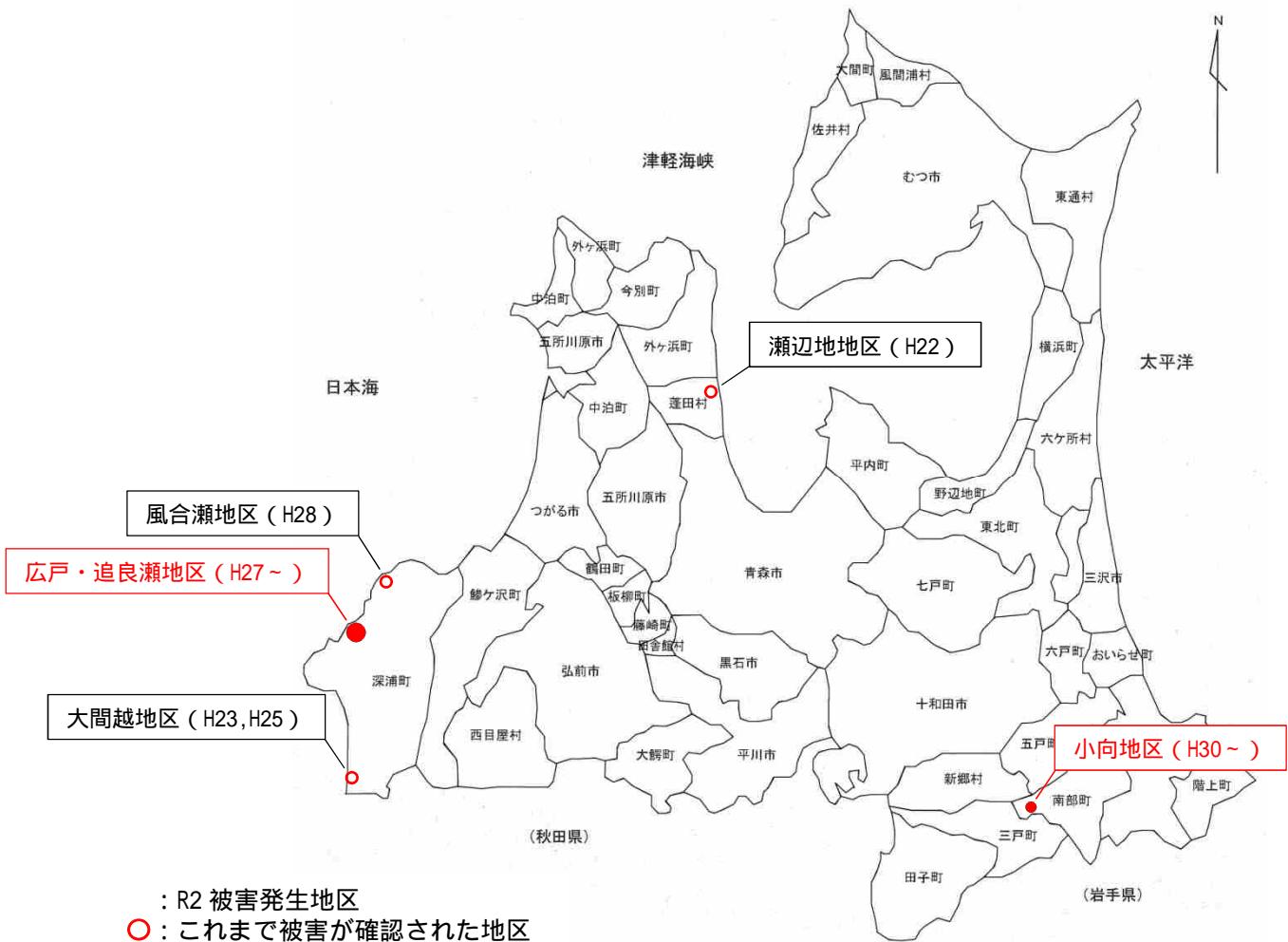


図 1 青森県における松くい虫被害地位置図

(1) 深浦町

深浦町における松くい虫被害は、同町広戸・追良瀬地区において平成 27 年度から継続的に確認されている。令和 2 年シーズン（R2.7.1～R3.6.30）は、同地区において 1 月 20 日時点で 58 本の被害木が確認されている。

表 1 深浦町広戸・追良瀬地区における被害木の推移

【単位：本】

被害シーズン	民有林	国有林	合計
H27	68	0	68
H28	67	2	69
H29	29	1	30
H30	52	0	52
R 1	56	0	56
R 2	(58)	(0)	(58)

令和 3 年 1 月 20 日時点

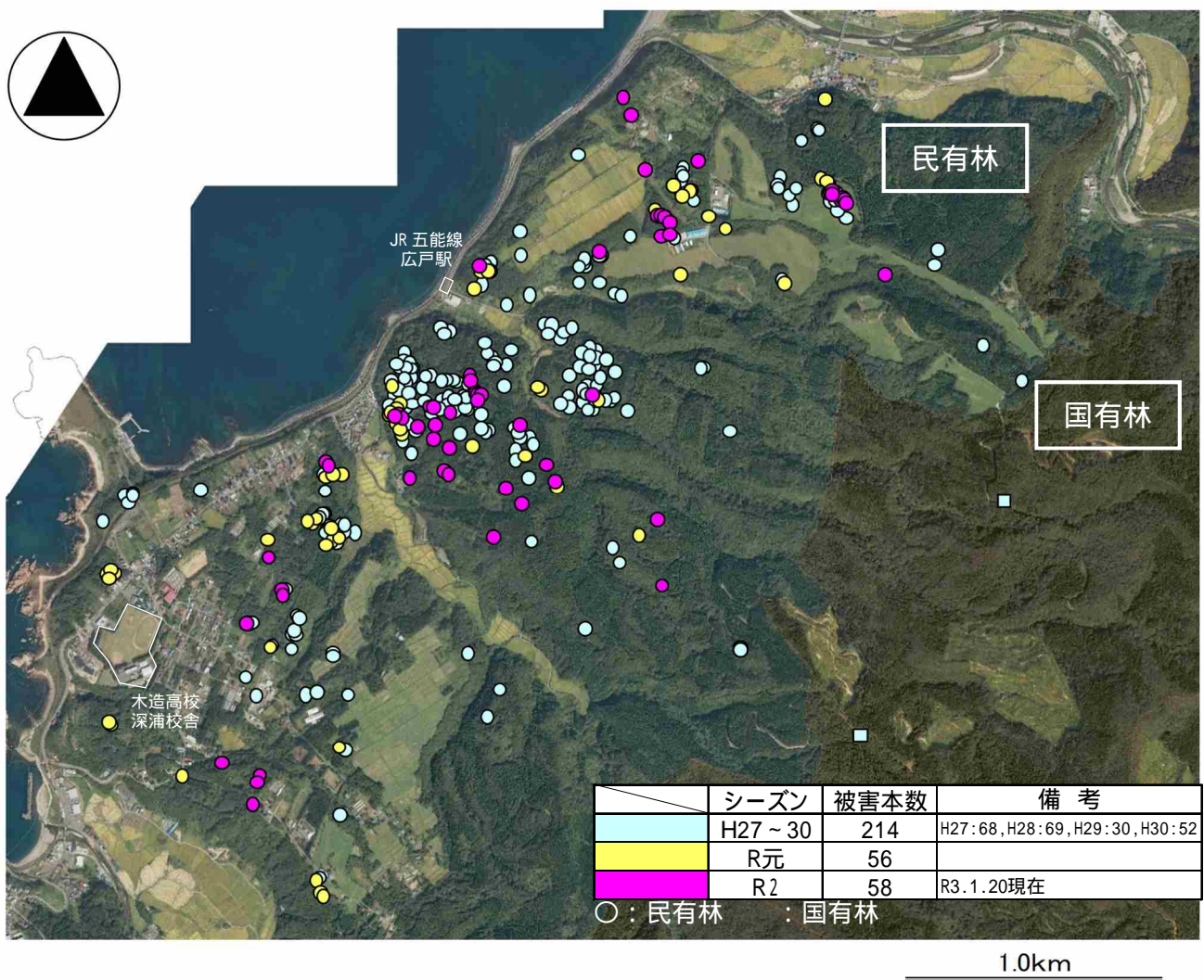


図 2 深浦町広戸・追良瀬地区における被害木位置図

(2) 南部町

南部町における松くい虫被害は、同町小向地区において平成 30 年度から継続的に確認されている。令和 2 年シーズンは、同地区において 1 月 20 日時点で 1 本の被害木が確認されている。

表 2 南部町小向地区における被害木の推移

【単位：本】

被害シーズン	民有林	国有林	合計
H30	6	0	6
R 1	5	0	5
R 2	(1)	(0)	(1)

令和 3 年 1 月 20 日時点

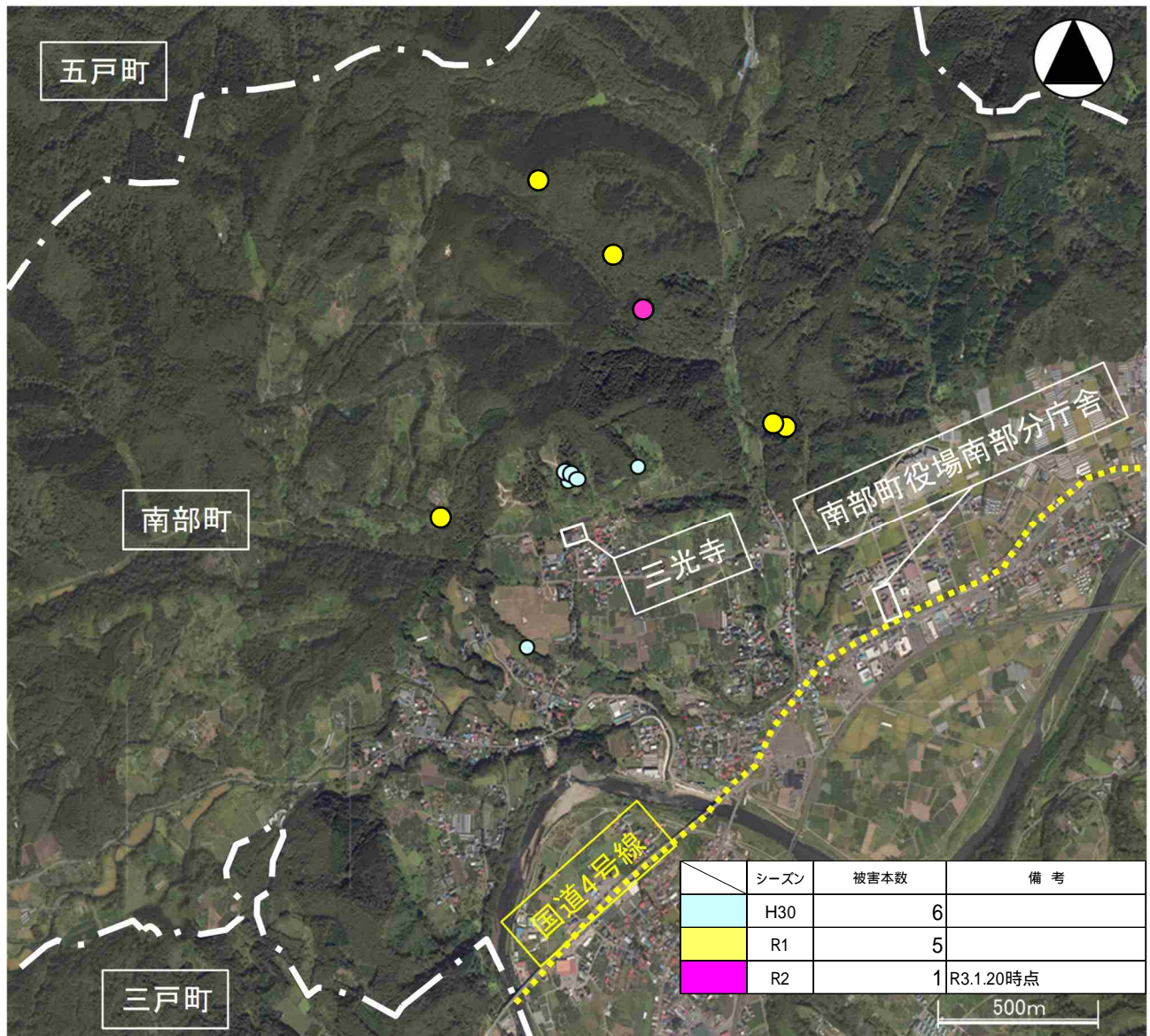


図 3 南部町小向地区における被害木位置図